

## 千葉県 HIV 透析ネットワーク規約

### 第1条（名称）

本会は千葉県 HIV 透析ネットワークとする。千葉県 HIV 拠点病院会議（事務局 千葉大学医学部附属病院 千葉市中央区亥鼻1-8-1）の活動である。千葉県透析医会とは受入可能な透析施設のリストを共有し、相互に協力する。

### 第2条（目的）

透析を必要とする HIV 陽性患者が、安心して透析医療をうけることができる体制を作る。

### 第3条（活動内容）

- (1) 県内で HIV 患者を受入可能な透析施設のリストを作成し、患者さんの調整をする。
- (2) 透析施設の感染対策を向上するため、教育啓発活動を行う。
- (3) 透析施設の感染対策等についての研究調査活動を適宜実施する。
- (4) 千葉県 HIV 拠点病院会議に、活動実績を報告する。
- (5) 千葉県透析医会の年次総会に、活動実績を報告する。

### 第4条（会員）

本会の目的に賛同した施設と個人が参加する。

### 第5条（役員）

会員施設から代表、副代表（若干名）をおく。

### 第6条（総会・会議・研修会）

千葉県 HIV 拠点病院会議と千葉県透析医会の年次総会で活動報告をする。

### 第7条（行政の関わり）

千葉県健康福祉部疾病対策課に相談をする。

### 第8条（千葉県透析医会）

千葉県透析医会とは協力関係を持つ。

### 附 則

この規約は、2023年（令和5年）3月10日から施行する。

以上